支店又は営業所等（準管内業者）の要件について

支店又は営業所等（準管内業者）の認定に係る要件は、下記のとおりです。**下記の要件に該当しないと認めたときは、支店又は営業所の申請を無効とし、本店登録とします。なお、認定にあたっては、現地調査で確認させていただくことがあります。**

記

●建設工事

１．支店又は営業所等に契約等の権限が委任されていること
２．支店又は営業所等の実態があること（看板、什器等）
３．支店又は営業所等に常駐職員が配置されていること
　事務職員　１名以上 及び 専任技術者　１名以上
４．市税納税実績又は法人設立・開設届出書の提出があること
５．支店又は営業所等の法人登記があること

※ 常駐とは、週７日のうち、３日以上かつ１８時間以上支店等に勤務していること

●測量、建設コンサルタント等

１．支店又は営業所等に契約等の権限が委任されていること
２．支店又は営業所等の実態があること（看板、什器等）
３．支店又は営業所等に常駐職員が配置されていること
　事務職員又は技術職員　１名以上
４．市税納税実績又は法人設立・開設届出書の提出があること
５．支店又は営業所等の法人登記があること

※ 常駐とは、週７日のうち、３日以上かつ１８時間以上支店等に勤務していること

お問い合わせ先
甲賀広域行政組合　総務課　財政係
所在地　〒528-0005
滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地
電　話　0748-62-0056
ＦＡＸ　0748-63-0886